

川俣事務所 かわら版 No.106 (2024.1)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

明けましておめでとうございます。

今年もタイムリーな情報を提供して参りますので、ご一読くださいますよう、お願いいたします。

労働条件明示のルール変更（令和6年4月より）

令和6年4月1日以降に契約締結、契約更新をするタイミングで労働条件明示事項が変更になります。

今回の改正によって追加される明示事項は、①就業場所・業務の変更の範囲、②更新上限の有無と内容、③無期転換申込機会及び無期転換後の労働条件です。

本号では、すべての労働者が対象となる「就業場所・業務の変更の範囲」について、お知らせいたします。

就業場所・業務の変更の範囲について

現行の明示事項である雇入れ直後の就業場所・業務の内容に加え、就業場所・業務の変更の範囲を明示しなければならなくなります。

就業場所と業務とは、労働者が通常就業することが想定されている場所と労働者が通常従事することが想定されている業務のことを指します。配置転換や在籍型出向が命じられる際の配置転換先や在籍出向先の場所や業務は含まれますが、臨時に他部門への応援業務や出張、研修等などは含まれません。

変更の範囲とは、今後の見込みも含め、その労働契約の期間中における就業場所や従事する業務の変更の範囲を言います。テレワークを雇入れ直後から行うことが通常想定されている場合は、「雇入れ直後」の就業場所として、またその労働契約の期間中にテレワークを行うことが想定される場合は、「変更の範囲」として明示する必要があります。

○労働条件通知書の記載例

◇就業場所について

雇入れ直後	東京本社
変更の範囲	会社の定める営業所（列挙できる程度であれば、列挙すべきでしょう）

※テレワークの可能性のある場合の就業場所

雇入れ直後	本店及び労働者の自宅
変更の範囲	本店及びすべての支店、営業所、労働者の自宅

◇従事すべき業務について

雇入れ直後	商品管理
変更の範囲	会社が指示するすべての業務 （列挙できる程度であれば、列挙すべきでしょう）

雇入れ直後	総務事務
変更の範囲	総務、人事及び経理事務など管理業務